

高浜町上下水道課

令和 7 年度 水質検査計画

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水および浄水の水質状況
- 4 水質検査の項目、検査地点、検査頻度
- 5 臨時の給水検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画および検査結果の公表方法

1 基本方針

- ・ 検査地点は、町内給水栓および水源とします。
- ・ 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目および農薬項目等、高浜町で必要と考えられる項目とします。
- ・ 検査頻度は別表 1 の検査計画のとおりとします。

2 水道事業の概要

町内には上水道 1 施設、簡易水道 4 施設、飲料水供給 2 施設を有し、それぞれ浄水場・配水池等を有しています。水源は地下水・表流水・湧水を利用しています。

(1) 上水道施設

関屋川流域の地下水を水源とし、高浜町上水道センターにおいて除鉄・除マンガン処理の後、塩素消毒を行い、高浜配水池へ送水し自然流下およびポンプ加圧にて町内に配水します。

(2) 日引簡易水道施設

大谷川の表流水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下にて日引地区に配水します。

(3) 鎌倉簡易水道施設

鎌倉地区内の湧水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下にて鎌倉地区に配水します。

(4) 山中簡易水道施設

山中地区内の湧水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下およびポンプ加圧にて山中地区に配水します。

(5) 神野・神野浦簡易水道施設

神野地区内の湧水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い神野配水池へ送水し、自然流下およびポンプ加圧にて神野・神野浦地区に配水します。

(6) 上瀬飲料水供給施設

上瀬川の表流水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下にて上瀬地区に配水します。

(7) 宮尾・下飲料水供給施設

八幡川の表流水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下およびポンプ加圧にて宮尾・下地区に配水します。

3 水道の原水および浄水の水質状況

(1) 上水道施設

原水 浅井戸、深井戸を水源とし、過去においても年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(2) 日引簡易水道施設

原水 大谷川の表流水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(3) 鎌倉簡易水道施設

原水 湧水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(4) 山中簡易水道施設

原水 湧水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(5) 神野・神野浦簡易水道施設

原水 湧水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(6) 上瀬飲料水供給施設

原水 上瀬川の表流水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(7) 宮尾・下飲料水供給施設

原水 八幡川の表流水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

4 水質検査を行う項目、検査地点、検査頻度

- 水質検査を行う項目

検査項目は、別表 2 のとおりとします。

- 検査地点

浄水 上水道施設は町内 2 箇所、簡易水道および飲料水供給施設は各 1 箇所
で採水します。

原水 各取水施設で採水します。

- 検査頻度

水道法等で検査が義務づけられている基準に基づき別表 1 のとおりとします。

また、毎日検査は、色、濁り及び消毒の残留効果について、別表 3 のとおり
1 日 1 回検査します。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 浄水過程に異常があったとき。
- (3) その他特に必要があると認められるとき。

6 検査方法

水道法第 20 条第 3 項の登録を受けた検査機関に水質検査を業務委託します。

- 委託業者

福井市光陽 4 丁目 4 番 27 号 株式会社 北陸環境科学研究所

- 委託範囲

別表に掲げる水質検査のすべて。

7 水質検査計画および検査結果の公表方法

高浜町上下水道課のホームページにおいて公表します。